

議案第29号

専決処分の報告並びに承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件「専決第4号  
嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」  
を同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出

嘉島町長 鍋田 平

専決第4号

嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月28日専決

嘉島町長 鍋田 平

(専決理由)

嘉島町議会委員会条例の一部を改正する条例(令和6年嘉島町条例第20号)が令和7年3月1日に施行され、常任委員会が統合されたことに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分にする。

**嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例**

嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例（昭和46年嘉島町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「経済厚生常任委員会」を「産業厚生常任委員会」に改める。

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例（昭和46年嘉島町条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。</p> <p>(1) 町議会の議長及び議会<u>経済厚生常任委員会</u>の委員長</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。</p> <p>(1) 町議会の議長及び議会<u>産業厚生常任委員会</u>の委員長</p> <p>(2)～(4) (略)</p>